



6月5日～11日

危険物安全週間

身の回りに潜む危険物！

保管、取扱には

十分注意しましょう！

2022年度

危険物安全週間推進標語

一連の 確かな所作で

無災害！

ガソリン、灯油などの燃料類をはじめ、殺虫剤、除光液、接着剤、塗料、ヘアースプレーなど、私たちの身の回りには危険物を利用した製品がたくさんあります。特にコロナ禍により消毒用アルコールの需要が高まり、みなさんの家庭や事業所でも使用する機会が多くなっています。

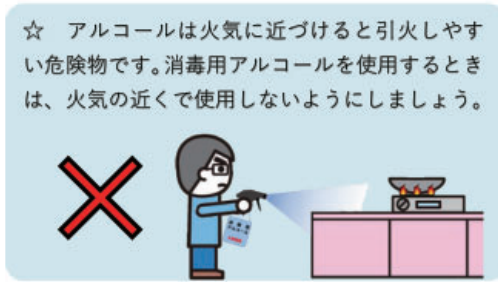
これらの危険物は、その保管や取扱いを間違えると大きな火災や事故につながる恐れがあり、過去には使用方法や保管方法を誤り、事故につながった例もあります。これからの季節、気温の上昇とともに危険物から燃えやすい蒸気が発生しやすく

なり、火災などの事故につながる危険性が高まります。危険物の怖さを、今一度考えてみましょう。

問合せ 泉州南広域消防本部
 予防課 ☎469・0886 Fax 460・2119



☆ 消毒用アルコールの容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所は避けましょう。



☆ アルコールは火気に近づけると引火しやすい危険物です。消毒用アルコールを使用するときは、火気の近くで使用しないようにしましょう。

おめでとうございます

叙勲・憲法記念日知事表彰

市内の次のみなさんが受章・表彰されました。(順不同、敬称略)

【叙勲・褒章】

2月26日付発令

● 紺綬褒章

菊野 信江 (私財の寄附)

4月29日付発令

● 瑞宝小綬章

尾崎 公信 (関税行政事務功労)

● 瑞宝双光章

植田 義廣 (警察功労)

谷中 繁樹 (警察功労)

● 藍綬褒章

根末 英純 (矯正教育功績)

【憲法記念日知事表彰】

5月3日付発令

● 公共関係功労者

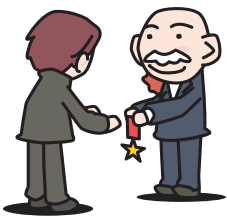
新田 輝彦 (市町村関係)

生田 友子 (福祉関係)

川上 千代子 (福祉関係)

重信 正和 (地縁団体関係)

問合せ 秘書課



5・6月は

赤十字運動月間

ご協力ください

日赤募金運動月間

日本赤十字社は、日本赤十字社法という法律に基づいて設置された法人で、赤十字の理念に基づき、国内災害救援、国際活動、医療事業、血液事業、そして社会福祉活動などの幅広い人道的活動を展開しています。

このような活動を迅速かつ機動的に展開するための財源は、

みなさんの寄付金(募金)により支えられています。赤十字の理念や活動にご理解ご協力をお願いします。

問合せ 地域共生推進課



日本赤十字社公式
 マスコットキャラクター



かんくうNEWS

問合せ 関西国際空港案内 ☎455-2500
 ホームページ <https://www.kansai-airport.or.jp/>

空港の安全安心対策！

関西から日本全国に旅行やビジネスなどご出発される機会も少しずつ増えてきているのではないのでしょうか。関西3空港では、お客さまに安全安心な空の旅を楽しんでいただくために、館内の清掃・消毒や手指消毒液の設置など、さまざまな感染対策に取り組んでいます。

関西国際空港・大阪国際空港・神戸空港はこれからもお客さまの安全を最優先に、安心して空港をご利用していただけるように感染症拡大防止に努めてまいります。

▶手指消毒液
 ターミナル館内設置の



©Kansai Airports SORAYAN



食中毒は

家庭でも発生します

食中毒というと、飲食店での食事が原因と思われるがちですが、毎日食べている家庭の食事でも発生しています。

家庭での発生では、症状が軽いと風邪や寝冷えなどと思われがちで、食中毒と気づかない例もあります。食中毒予防の3原則は、食中毒菌を「つけない・増やさない・やっつける」です。

● つけない基本は

「手洗い」と「食材の仕分け」

調理の前後は必ず手洗いをす。また、買い物をした後や冷蔵庫内では、食品の肉汁や魚などの水分が漏れないように、ビニール袋などにそれぞれ分けて包む。

● 増やさない基本は

「常温で長時間放置しない」

購入したらすぐに持ち帰り、冷蔵庫や冷凍庫に入れる。

● やっつける基本は「加熱」

肉などは、中までしっかり熱を通す。

問合先 健康推進課



わかりやすい街づくり

南中岡本地区の住居表示を6月20日に実施します

問合先 市民課

6月20日に下記の区域（南中岡本の一部、南中安松の一部、泉佐野地番の一部および南中樫井の一部）が右図のとおり岡本一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目になります。また、岡本一丁目・二丁目・三丁目・四丁目は併せて住居表示を実施します。このため、住所と地番の表し方が下記のように変わりますのでご注意ください。

実施区域のみなさんには、新しい住所の通知書を配布します。住所変更に伴い届け出が必要なものなどは、同封のパフレットをご覧ください。

■住居表示を実施する区域について

岡本一丁目・二丁目・三丁目・四丁目

【住所の表し方】

実施前 南中岡本〇〇〇番地、南中安松〇〇〇番地、泉佐野市〇〇〇番地

実施後 岡本〇丁目□番△号

※マンションなどについては岡本〇丁目□番△-〇〇〇号

【土地（地番）の表し方】

実施前 南中岡本〇〇〇番地、南中安松〇〇〇番地、泉佐野市〇〇〇番地

実施後 岡本〇丁目〇〇〇番地

■町名変更のみの区域について

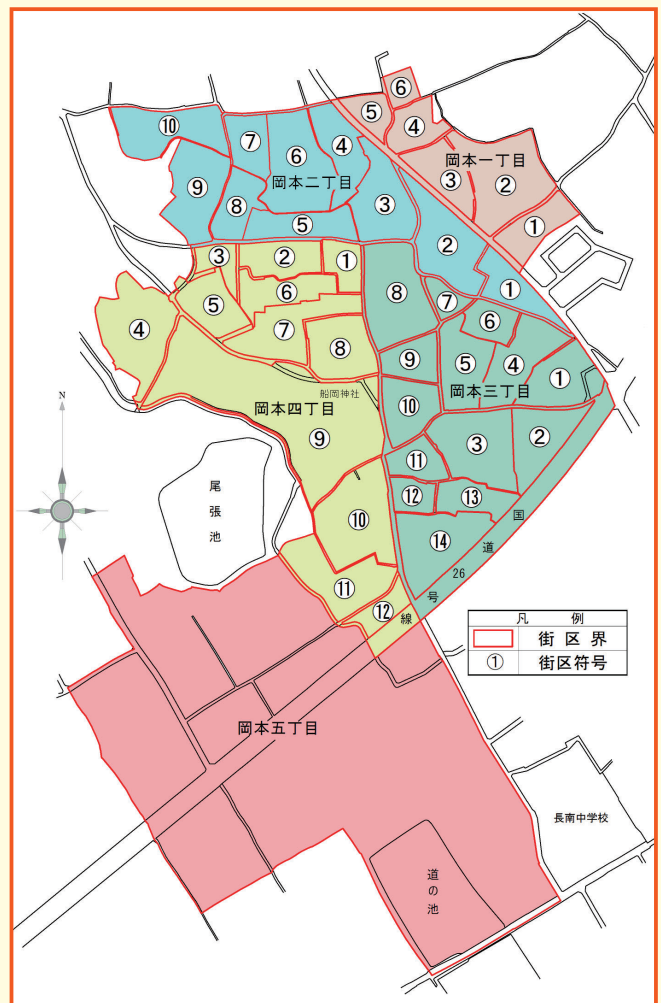
岡本五丁目

【住所・土地（地番）の表し方】

実施前 南中岡本〇〇〇番地 南中樫井〇〇〇番地

実施後 岡本五丁目〇〇〇番地

※詳しくは問い合わせてください。



コンビニ交付サービスメンテナンスに伴うサービスの一時停止

南中岡本地区の住居表示実施によるメンテナンスのため、下記の間、コンビニ交付サービスを一時停止させていただきます。ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

停止期間 ●6月18日(土) 午前6時30分～午後11時

●6月19日(日) 午前6時30分～午後11時

※6月20日(月) 午前6時30分より再開する予定です。

停止内容

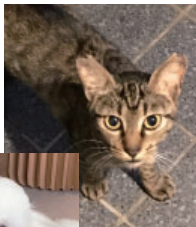
戸籍全部事項・個人事項証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し、印鑑登録証明書、税証明

犬・猫の不妊・去勢手術 料金の一部を助成します

狂犬病予防法に基づき犬の登録および狂犬病予防注射の接種の向上、犬や猫による生活環境被害の改善を目的として、犬・猫の不妊・去勢手術料金の一部を助成します。

注意事項

- 手術を受ける前に、申請が必要です。すでに終わった手術は、対象になりません。
- 獣医療法第三条に基づき開設の届出をしている府内の診療施設での手術が対象です。
- 申請手続きに犬・猫を同行させる必要はありません。
- 助成数には限りがあります。
- 申請・問合先 7月1日(金)以降の手術前に所定の申請書に必要事項を記入し、直接健康推進課へ※助成金額など、詳しくはホームページをご覧になるか、健康推進課へ問い合わせてください。



夏に向けて 蚊の発生対策を お願いします！

夏が近づき、野外などでイベントが増えるにつれ、蚊に刺される機会も増えてきます。 Dengue 熱、ジカウイルス感染症などが蚊に刺されると、その蚊によって他の人へ感染が広がる可能性があります。蚊に対して、次のような対策をお願いします。

- 幼虫対策(9月頃まで)：庭先家の周りなどには雨水がたまる植木鉢の受け皿、バケツ、空き缶やペットボトルなどを放置しないようにしてください(ボウフラの発生源をなくすため)。
- 成虫対策：まめに草刈りをするなど、蚊が潜む場所を減らしましょう。
- 蚊に刺されないために：家屋内に侵入することもあるため、防虫網などによって蚊の侵入を防ぎましょう。草むらなどに入るときは、肌を露出しない服装で、長袖・長ズボンを着用してください。虫よけスプレーや蚊取り線香の併用も効果的です。

参考

●府ホームページ「蚊媒介感染症に注意しましょう」：<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryos/osakakansensho/kabai kai.html> (左記QRコードからご覧くださいませ。)

www.pref.osaka.lg.jp/iryos/osakakansensho/kabai kai.html (左記QRコードからご覧くださいませ。)

問合先 環境衛生課、健康推進課



▲府ホームページ
ジQRコード

野山のマダニに注意！

人の活動が活発になるように、春から夏にかけてはマダニの活動が活発化します。

野山でマダニに咬まれると、重症熱性血小板減少症候群(*SFTS)や日本紅斑熱などの病気になることがあります。これらの感染症にかからないためには、まずマダニに咬まれないように対策をとることが大事です。

(*SFTS)：潜伏期間は6日〜2週間、症状は発熱、消化器症状、全身倦怠感など

【マダニに咬まれないために】

- 草むらなどに入るときは、長袖・長ズボンを着用し、肌の露出を少なくしましょう。
- ※隙間からマダニなどが入り込まないように服装を心がけま

しょう(裾を長靴に入れる、靴下をズボンの上に重ねるようにして履くなど)。靴や服の上からも虫除けスプレーをかける効果があります。

- 家に入る前に上着や作業着などを脱ぎ、マダニなどを家に持ち込まないようにしましょう。
- 草むらから帰った後は、すぐに入浴し、体にマダニがついていないか確認しましょう。

【マダニに咬まれたら】

- マダニは皮膚に口を突っ込んで吸血するので、無理に引き抜くと先がちぎれて体内に残りま
- マダニに刺された後、数週間

は体調の変化がないか注意し、発熱などの症状があった場合は、医療機関を受診してください(マダニに刺されたら担当医師へ伝えてください)。

問合先 健康推進課、環境衛生課



▲野山に出かける際は、マダニに注意してください。健康安全ホームページQRコード

野外焼却(野焼き)は 禁止です

野外焼却の煙による悪臭などの苦情が数多く寄せられています。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、例外を除き「何人も廃棄物を焼却してはならない」となっています。

よりよい環境づくりにみなさんのご協力をお願いします。

【例外的に認められる場合】

- 震災、風水害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要
- 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要
- 農業・林業・漁業を営むためにやむを得ないもの
- たき火など日常生活を営むうえで通常行われる草木などの焼却で、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微

※例外的に認められた野外焼却を行うときでも、極力少量にとどめ、風の向き・強さ、時間帯などに十分配慮してください。周辺の生活環境などに影響を及ぼす恐れがあるときは、行政指導の対象となります。

問合先 環境衛生課

生ごみ処理機の購入助成

家庭用生ごみ減量化等処理機器の購入費用を一部助成します。

対象 次のすべてに該当すること

- 助成対象の機器である（購入前に環境衛生課で確認してください）
- 購入後1年以内である
- 本市に住所を有し、かつ現に居住している
- 世帯員全員が市税を完納している（交付前に審査あり）

- 以前に助成を受けたことがある場合は、前年から原則5年以上経過している

助成額 購入金額（消費税および地方消費税含む）の2分の1

※千円未満の端数は切り捨て、上限は3万円

申請・問合せ 所定の用紙に必要事項を記入し、購入金額が分かる領収書などの必要書類を添えて環境衛生課へ

※申請書・要綱などは環境衛生課ホームページ（https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/seikatsu/kankyo/menu/gomi/gomi_katei/1438670948441.html）からダウンロードできます。

令和4年度

家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）設置補助

市では、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与するため、所定の条件のもと、市内の住宅で家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）を新たに設置し使用する人に、予算の範囲内で設置費用の一部を補助します。

対象システム 未使用品で、（一社）住宅性能評価・表示協会が指定したものを

対象者 対象システム設置場所に住民登録し、次のすべての要件を満たす市内在住者

- 自ら居住する住宅に対象システムを設置するか対象システム付き住宅を購入した
- 令和3年3月1日以降に対象システムを設置し、引渡しを受けた。または、平成26年3月1日以降に対象システムを設置し、国（一社）燃料電池普及促進協会）から補助金の交付を受けた

- 世帯全員が市税を滞納していない
- 市補助金の交付を本人または同一世帯の人が受けていない

補助金額 5万円（定額）

補助予定件数 100件以内

申込・問合せ 6月15日（水）～来年3月15日（水）に所定の申請書に必要事項を記入し、直接環境衛生課へ（郵送不可）

※申請書類は環境衛生課窓口で受け取るかホームページ（環境衛生課）からダウンロードしてください。添付書類など、詳しくは問い合わせてください。



市全域の空家実態調査

適切な管理が行われていない空家などは、衛生・景観・生活環境面や防犯、防災面において、悪影響を及ぼします。今年度は、泉佐野市空家等対策計画の5年目にあたり、本計画改定のため、空家の外観についての実態調査およびアンケートを実施しますので、回答にご協力をお願いします。

委託業者 玉野総合コンサルタント(株)大阪支店

調査期間

6月下旬～来年3月末

問合せ 都市計画課

☎447・8124

長期保存冷蔵庫購入助成金

食品ロス削減を目的として、電圧印加式冷蔵庫など、氷点下で凍結することなく長期間に渡り食品を保管することが可能で、かつ鮮度を保持することができる食品保管庫を購入、設置する事業者に対して、1台あたり10万円の購入助成金を交付します。

対象 次のすべてに該当すること

- 助成対象の機器である（購入前に環境衛生課で確認してください）
- 購入後1年以内である
- 本市に住所を有し、かつ現に営業している
- 事業所が市税を完納している（交付前に審査あり）

- 以前に助成を受けたことがある場合は、前年から原則5年以上経過している

申請・問合せ 所定の用紙に必要事項を記入し、購入金額が分かる領収書などの必要書類を添えて環境衛生課へ

※申請書・要綱などは環境衛生課ホームページ（https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/seikatsu/kankyo/menu/gomi/gomi_jigyou/josei_reizouko.html）からダウンロードできます。

フンの放置は条例違反です

犬を散歩させるとき、ほとんどの飼い主の人はフンを持ち帰っていますが、なかにはそのまま路上に放置したり、回収したフンの袋をよその生ごみ置場に放置したりして、周辺の人にはたいへんな迷惑となつていきます。フンを持ち帰るのは飼い主の責任です。また、フンの放置はポイ捨てと同じく泉佐野市環境美化推進条例で禁止されており、違反者には過料が科されることがあります。必ず自宅まで持ち帰るようにしましょう。

また、野良猫のフン尿や鳴き声は、周囲の人にはたいへん苦痛です。みだりに餌やりを行うのはやめましょう。

犬や猫などのペットのフンは、古新聞などで包んだあとビニール袋に入れて、少量であれば可燃ごみとして処理できます。週2回の可燃ごみの日に、必ずご自宅の生ごみと一緒に市指定袋に入れて出してください。マナーを守り、みなさんの協力で清潔なまちをつくりましょう。

問合せ 環境衛生課

情報公開制度・個人情報保護制度

問合せ 総務課

開かれた市政の実現のため、市政に関する情報を公開する「情報公開制度」と、基本的人権を守るため、市の保有する市民のみなさんの個人情報を本人に対して開示する「個人情報保護制度」を運用しています。

【令和3年度 運用状況】 (単位：件)

情報公開請求	全部公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ
合計27	8	10	1	3	5

個人情報開示請求	全部開示	部分開示	非開示	不存在	取下げ
合計28	3	12	4	8	1

- 情報公開請求についての審査請求：0件
- 個人情報開示請求についての審査請求：2件
- 個人情報の誤りの訂正を求める「訂正の請求」：0件
- 個人情報の記録の削除を求める「削除の請求」：0件
- 個人情報の利用の停止を求める「利用停止の請求」：0件
- 市が実施する個人情報取扱事務：646件

【情報公開コーナー】

制度運用状況の詳細、行政資料の閲覧・コピー、知りたい情報の相談などに利用してください。

※申込不要、利用無料（コピー機の使用は実費が必要）

場所 市役所 2階エレベーター前

リユース活動の促進に向けた協定を締結

市と(株)ジモティーは「泉佐野市と株式会社ジモティーのリユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定」を締結しています。

(株)ジモティーでは、地域情報を掲載できるウェブサイトを運営しており、不要品の売買や無料での譲り渡し、譲り受けが可

能です。不要品を必要な人へ売ったり、譲ったりすることで、ごみを減らすことができます。使わなくなったものがたどるときや、リユース品をお探しの際には、ジモティーの利用をお考えください。

問合せ 環境衛生課
※詳しくは(株)ジモティーの公式ホームページ (<https://jimy.jp>) をご覧ください。

新型コロナウイルスなどの感染症対策としての家庭でのマスクなどの捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した人やその疑いのある人などが家庭にいる場合、鼻水などが付着したマスクやティッシュなどのごみを捨てる際は、下の「ごみの捨て方」に沿って、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけましょう。

問合せ 環境衛生課

ごみの捨て方

①ごみ箱にごみ袋をかぶせませす。いっぱいになる前に早めに②のとおりごみ袋をしぼって封をしましょう。



②マスク等のごみに直接触れることがないようにしっかりとしばります。



※万一、ごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。

③ごみを捨てた後は石鹸を使って、流水で手をよく洗いましょう。



※つめすぎると、破裂のおそれがあるので、ある程度、余裕をもって封をしてください。

三世帯同居等支援事業

子どもを安心して産み育てられ、高齢者などが安心して暮らせる健康で幸せな住環境を創るために、泉佐野市内において高齢者世帯と同居または、近居（直線距離でおおむね3.0km以内または同一中学校区域内）した子ども世帯に対して、転入転居費用の一部（限度額10万円）を助成します。

※転入転居日から6ヵ月以内の申請が対象

【転入転居費用とは】

- 持家の場合…住宅の新築・増築・建替に要する費用（リフォームは対象外）または中古住宅を購入する費用
- 貸家の場合…賃貸借契約に要する費用（敷金・礼金・権利金・仲介手数料）

【高齢者世帯の要件】

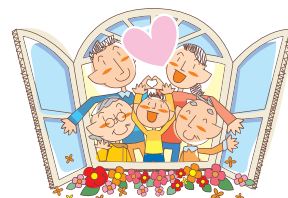
- 子ども世帯と同居・近居をはじめた時点で、すでに1年以上泉佐野市内に居住している
- 65歳以上の人のみの世帯（夫婦のみの場合はいずれか一方）
- 外国籍の人は、日本国の在留資格を有すること

【子ども世帯の要件】

- 子ども世帯の世帯主またはその配偶者が、高齢者世帯を構成する者の直系卑属（子）である
- 申込時に18歳以下の子どもと同居している
- 外国籍の人は、日本国の在留資格を有すること

問合せ 地域共生推進課

※詳しくは問い合わせてください。



特認校の見学会に参加しませんか

問合せ 学校教育課

特色ある教育活動を展開している小学校（第三・佐野台・大木）を特認校として、市内全域から児童の登校が可能となっています。学校見学会などを開催しますので、ご参加ください。
※学校見学・説明会は、10月22日(土)に開催予定です。

【佐野台小学校】

体力向上の取組として、週4回の体を動かす時間「UPタイム」（午前10時25分～40分）を設けています。遊びを通して楽しみながら体力づくりに取り組んでいます。

日時 6月18日(土) 午前9時30分～10時30分（予定）

対象 本校に入学を検討している市内の就学予定の子どもと保護者

定員 30組（申込多数の場合は抽選）

申込・問合せ 6月6日(月)（必着）までに、往復ハガキの往信用に住所、参加する保護者と子どもの氏名・生年月日、連絡先を、返信用に住所、保護者の氏名を記入し、〒598-0074 東佐野台1-1 佐野台小学校（☎464-0935 Fax464-0900）へ



佐野台小学校

大木小学校



【大木小学校】

日本遺産にも指定されている豊かな自然に囲まれた、山あいにたたずむ木造校舎の小学校です。

日時 6月25日(土) 午前10時～11時（予定）

対象 本校に入学を検討している市内の就学予定の子どもと保護者

内容 学校紹介、校舎見学、授業参観

申込・問合せ 6月20日(月)までに電話で大木小学校（〒598-0023 大木1443 ☎459-7344 Fax459-7346）へ

※サマースクール（説明会・川遊び）を、7月30日(土) 午前に開催予定（駐車場有、申込期限：7月25日(月)）

【第三小学校】

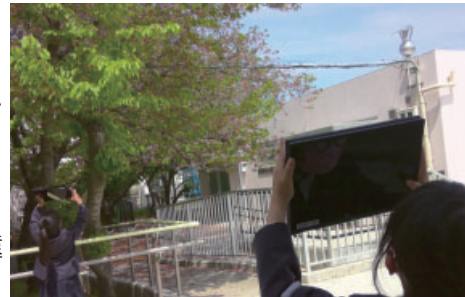
「ICTを活用した学習」「たてわり班活動」「緑豊かな学校」「地域との交流」を特色として掲げています。授業や様々な教育活動にフロムブックを活用し、さらに、情報活用能力の育成に取り組んでいます。

日時 6月18日(土) 午前9時40分～10時25分

内容 たてわり班活動

問合せ 第三小学校（〒598-0052 旭町4-6 ☎462-0560）

※申込不要、参加無料。駐車場はありませんので、車での来校はご遠慮ください。



第三小学校

小・中学校使用教科書 展示会

市教育委員会では、市立小・中学校で令和5年度に使用する教科書の見本本を展示しています。ぜひご覧ください。

展示期間

6月21日(火)～7月21日(木)

午前9時30分～午後7時

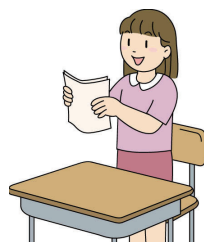
※月曜日は休館（7月18日は開館し翌日が休館）。日曜日・祝日は午後5時まで

場所 泉佐野市教科書センター

（レイクアルスタープラザ・カワサキ中央図書館内）

問合せ 学校教育課

※7月6日(水)までは法定展示期間となっています。



社会を明るくする運動

「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」

毎年、7月を強調月間として

行われる「社会を明るくする運動」（社明運動）は、すべての

国民が、犯罪や非行の防止と犯

罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。法務省の主唱により昭和26年から始まり、今年で72回目を迎えます。

この月間には、泉佐野市・熊取町・田尻町の関係団体で組織する泉佐野保護区推進委員会を中心に、様々な取組が行われます。青少年の非行防止と更生の援助を行い、犯罪のない明るい社会を築くため、地域に理解と協力の輪が広がるように呼びかけています。

【第72回泉佐野保護区社明大会】

日時 7月9日(土) 午後1時～（受付：午後0時30分～）

場所 エブノ泉の森小ホール

内容

● オープニング 熊取南中学校吹奏楽部による演奏

● 第1部

講演会「私の面白い家族（見方が変わると心が柔らかくなる）」（市岡裕子さん・ゴスペルシンガー）

● 第2部

式典、社明作文表彰

定員 200人（先着順）

問合せ 地域共生推進課

※申込不要、参加無料